

○財務省告示第三百二十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十四年八月二十日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	発行方法	発行額	払込金額	種別	発行日	募集の価格	経過利率	払込み
利付国庫債券（十年）（第四百回）	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十四年法律第二十号）第二条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行	額面金額で百六十億円	百六十億八千三百二十万円	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年八月二十日	額面金額百円につき百円五十二銭	年一・三パーセント	額に 郵政事業庁長官は、 額に 加え、 次の算式により算
			うち、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で五十九億八千八百六十五万円	五、十、二十、三十、四十、五十万円、十億円、百億円、千万円					

出した金額を第十七号に規定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 次に掲げる国債について  
は、前記(一)の算式により算出  
した金額から当該金額に百分  
の二十を乗じた金額(ただし、  
次に掲げる国債を発行時にお  
いて取得する者が非居住者又  
は外国法人である場合には、  
前記(一)の算式により算出した  
金額に当該非居住者又は外国  
法人が適用を受ける所得税の  
税率を乗じた金額)を控除する  
ことができる。

イ 発行時において、登録(一)  
括登録(国債の一括登録に  
関する省令(昭和五十五年  
大蔵省令第四号)第二条第  
二号に規定する一括登録を  
いう。以下同じ。)を除く。  
以下同じ。)がされている国  
債の利子に係る所得税が源泉  
徴収される者の記名により登  
録されるもの。

ロ 発行時において、その利  
子に係る所得税が源泉徴収  
される一括登録に係る口座  
に混蔵寄託されるもの。

ハ 発行時において、登録又  
は一括登録されないもの  
(発行時において、所得税  
法第十条、第十一条若しくは  
は第一百七十六条第一項又は

租税特別措置法第四条、第四条の二、第四条の三若しくは第九条の三第二項に規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。）。平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十二 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 償還期限 平成二十四年六月二十日

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 募集期間 平成十四年七月二十五日から平成十四年八月十四日まで

十七 払込期日 平成十四年八月二十日